

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成20年度
条 例 名		かながわトラストみどり基金条例	
条 例 番 号	昭和61年神奈川県条例第4号	法 規 集	第5編第2章第1節
所 管 部 局 室 課		環境農政部緑政課	
条 例 の 概 要		神奈川の優れた自然環境及び歴史的環境を保全して緑豊かな神奈川を子孫に引き継ぐのに必要な経費を積み立てるため、かながわトラストみどり基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも 必要な条 例か。)	かながわトラストみどり基金は、神奈川の優れた自然環境及び歴史的環境の保全に資するため設けられたもので、現在も設置する必要がある。この条例は地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、かながわトラストみどり基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 (現行の内 容で課題 が解決で きるか。)	かながわトラストみどり基金は、自然環境又は歴史的環境を保全するため樹林地の買い入れに使用され、運用益は、県とともにトラスト運動を推進する(財)かながわトラストみどり財団への助成及び買い入れた樹林地の維持管理に活用され、有効に機能している。	H19 財団補助金 90,000千円 維持管理 7,962千円 H20 財団補助金 85,819千円 維持管理 18,639千円
	効率性 (現行の内容 で効率的と いえるか。)	かながわトラストみどり基金は、会計課により他課の基金とともに集約運用されており、その事務執行・運用は、効率的に行われている。	運用益 H19 100,205千円 H20 108,798千円
	基本方針適合性 (県政の基 本的な方 針に適合 している か。)	この基金は、みどりの保全と創出を掲げる県の総合計画である「神奈川力構想」に適合するものである。	
	適法性 (憲法、法令 に抵触しな いか。)	地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 (無)